

**洪水ハザードマップの作成・普及の推進
に関する調査結果に基づく通知**

平成 19 年 12 月 11 日

関東管区行政評価局

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、市町村における洪水ハザードマップの作成・普及に関する国の支援状況等を調査し、関係行政の改善を図るために実施したものである。

2 調査担当部局別対象機関名、機関数

調査担当部局	区分	国の行政機関	地方公共団体	
	地方整備局	河川事務所、河川国道事務所	県	市町
関東管区行政評価局 〔第二部第3評価監視官〕	関東地方整備局	利根川上流河川事務所* 江戸川河川事務所 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所 高崎河川国道事務所*	埼玉県	53 市町
群馬行政評価事務所 〔評価監視官〕		利根川上流河川事務所* 渡良瀬川河川事務所 高崎河川国道事務所*	群馬県	12 市町
山梨行政評価事務所 〔評価監視官〕		甲府河川国道事務所	山梨県	14 市町
計		7 河川事務所等	3 県	79 市町

(注) 1 * 関東管区行政評価局及び群馬行政評価事務所における調査対象河川事務所は、同一河川において流域毎に管轄区域が異なるため、両調査担当部局欄に記載している。

2 調査対象とした市町は、浸水想定区域の指定を受けている全市町である。

第2 制度の概要等

1 水防法の概要（洪水ハザードマップ関連）

水防法（昭和24年法律第193号）は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定されている。

同法において、河川管理者である国又は都道府県は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川を洪水予報河川又は水位情報周知河川として指定し、さらに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定・公表し、これを関係市町村に通知することとされている。

市町村（防災会議）は、上記の浸水想定区域の指定の通知を受けて、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法や避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めることとされている。さらに市町村は、上記により地域防災計画に定めた事項を、洪水ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）を用いて住民に周知することとされている。

上記の制度のうち、浸水想定区域の指定制度は、平成11年の福岡豪雨及び平成12年の東海豪雨を契機とする平成13年6月の水防法の改正により導入されたものであり、当該区域は大河川である洪水予報河川を対象に指定されることとされた。

その後、当該区域の指定対象となる河川については、平成16年の新潟・福島豪雨による災害を契機とした平成17年5月の水防法改正により、洪水予報河川から中小河川である水位情報周知河川まで拡大された。

また、平成13年の法改正では、浸水想定区域の指定を受けた市町村はハザードマップ等により地域防災計画で定めた事項を住民に周知するよう努めることとされたが、平成17年の法改正では、ハザードマップによる住民への周知が義務化されることとなった。

水防法改正の概要

(1) 平成13年改正

水防法（昭和24年法律第193号）は、平成11年の福岡豪雨及び平成12年の東海豪雨による都市部の課題の顕在化や相対的に治水安全度の低い中小河川の外水氾濫等の被害が解消されていないことを踏まえて、平成13年6月に改正されており、その概要は以下のとおりである。

- ① 浸水想定区域制度（河川管理者（国及び都道府県）は、水防法により指定した「洪水予報河川」が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定するとともに、これを公表し、関係市町村に通知する。）の創設。
- ② 関係市町村（浸水想定区域をその区域に含む市町村）は、洪水予報の伝達方法、

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を市町村地域防災計画に定めること。

- ③ 関係市町村は、上記に基づき地域防災計画に定めた事項を、住民に周知させるよう努めること。

(2) 平成 17 年改正

平成 16 年に発生した新潟・福島豪雨による災害などを契機として、平成 17 年 5 月に再度水防法が改正された。その概要は以下のとおりである。

- ① 浸水想定区域の指定対象河川として、従来の「洪水予報河川」に加えて「水位情報周知河川」が追加された。(第 14 条)
- ② 市町村地域防災計画で定める事項として、新たに浸水想定区域内の災害時要援護者施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設）の名称及び所在地が追加され、地域防災計画で定める事項は以下のとおりとなった。(第 15 条第 1 項)
 - i 洪水予報等の伝達方法
 - ii 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - iii 浸水想定区域内に地下街等又は災害時要援護者施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ③ 市町村は、上記の地域防災計画で定めた事項について、ハザードマップ等の印刷物により住民へ周知することが義務付けられた。(第 15 条第 4 項、施行規則第 4 条)

2 国土交通省における洪水ハザードマップ作成・普及の推進に関する施策

国土交通省は、都道府県による浸水想定区域の指定や市町村によるハザードマップの作成・普及を推進するため、これまで以下の施策を実施している。

- (1) 平成 6 年に「洪水ハザードマップ作成要領」を策定し、これを水防法改正の都度、改訂している。また、同作成要領を解説するものとして、平成 12 年 9 月に「洪水ハザードマップ作成要領の解説と運用」を、平成 17 年 6 月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」（以下、「作成の手引」という。）を作成し、関係機関に示している。
- (2) 平成 16 年 12 月に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定し、ハザードマップの全国的な緊急配備を掲げ、平成 17 年度以降 5 年間（平成 21 年度まで）に全国約 2,300 市町村（未作成市町村すべて）で作成・公表することを目標として掲げている。
- (3) 上記のアクションプランに基づき、全国の河川事務所及び河川国道事務所（以

下「河川事務所等」という。)に災害情報普及支援室を設置し、「災害情報協議会」の運営やハザードマップ作成に関する市町村への技術的支援を行わせることとしている。

関東地方整備局では、これを受けて、平成17年1月に管内の河川事務所等に「災害情報普及支援室」を設置し、平成17年3月以降、順次「災害情報協議会」を設立している。

- (4) 平成17年度に「総合流域防災事業」を創設し、この中で、①都道府県が浸水想定区域を指定する際の調査に対する補助、②市町村がハザードマップを作成する際の調査に対する補助を導入している。
- (5) 都道府県が自ら管理する洪水予報河川等について、浸水想定区域を指定するための技術的支援として、平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成している。

また、国土交通省は、以下の通知により、①ハザードマップ作成の前提となる市町村地域防災計画の策定・見直しが適切に行われるよう、市町村防災会議等を通じて必要な助言等を行うことや②洪水ハザードマップの作成・普及に必要な技術的な支援を行うよう、各地方整備局に対して通知している。

- ・ 「水防法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体への支援措置の実施について」(平成13年7月3日付け国河政第56号・国河防第330号各地方整備局河川部長等あて河川局治水課長・防災課長通知、以下「平成13年治水課長等通知」という。)

第3 調査結果

1 洪水予報河川、水位情報周知河川及び浸水想定区域の適切な指定の推進等

水防法では、洪水予報河川又は水位情報周知河川において提供される洪水予報及び水位情報と浸水想定の情報とが一体となって活用される仕組みとしており、洪水予報河川及び水位情報周知河川の指定は、浸水想定区域の指定に先立って行われることとなっている。

また、浸水想定区域の指定は、ハザードマップの作成の前提となるものであり、適切なハザードマップを作成するためには、浸水想定区域の指定を適切に行うことが重要である。

関東地方整備局は、国管理河川（国直轄ダム管理区間を除く。）について、埼玉県内 19 河川のうち 14 河川を、群馬県内 11 河川についてはすべてを、山梨県内 10 河川のうち 8 河川を、洪水予報河川又は水位情報周知河川に指定している。

また、関東地方整備局は、国管理河川について、埼玉県内では 14 河川、群馬県内では 11 河川、山梨県内では 7 河川で浸水想定区域を指定している。

一方、県管理河川については、洪水予報河川又は水位情報周知河川に指定しているものは、埼玉県が 12 河川、群馬県が 19 河川、山梨県が 3 河川となっている。また、浸水想定区域を指定している県管理河川は、埼玉県が 9 河川、群馬県が 7 河川、山梨県が 5 河川となっている。

なお、埼玉県、群馬県及び山梨県における浸水想定区域が指定されている市町村は、79 市町となっている。

今回、関東管区行政評価局、群馬行政評価事務所及び山梨行政評価事務所（以下「当局」という。）が、関東地方整備局、埼玉県、群馬県及び山梨県における洪水予報河川及び水位情報周知河川の指定状況並びに浸水想定区域の指定状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(1) 国管理河川の洪水予報河川の指定区間及び浸水想定区域の見直しが必要な例

- ① 浸水想定区域の指定は、洪水予報河川等に指定されている区間において破堤点を設けてシミュレーションを行うことにより行うこととなっているが、指定区間外の区間で破堤点を設けてシミュレーションを行い、その結果に基づき、浸水の危険性のある区域として浸水想定区域図に明示し、指定・公表している例（関東地方整備局（荒川））がみられる。

関東地方整備局は、この浸水想定区域図に基づき、上記指定区間外の破堤等による浸水が想定される区域を含む町に対し、他の市町と同様に浸水想定区域として指定したことを通知しており、当該町に対し、水防法上のハザードマップ作成の義務を負わせている状況となっている。

公表されている浸水想定区域図をみると、指定区間外の破堤等による浸水区域内には家屋等が多く含まれており、水防法第 10 条第 2 項に照らし、洪水予

報及び水位情報と合わせた浸水想定の情報を提供する必要性の高い地域であると思われることから、当該区間を含めた洪水予報河川の指定区間の見直しを速やかに行うことが必要と考えられる。

- ② 重要水防箇所のAランク（水防上、最も重要な区間で特に重点的に巡視すべき区間）に指定されている河岸に隣接しているものの、浸水想定区域に指定されていない一部区域（関東地方整備局（荒川））において、平成19年9月の台風9号による出水により浸水が発生している例がある。

浸水想定区域の指定にあたっては、水防法第14条第1項に照らし、当該区域について浸水実績等の情報を基に指定の見直しを行うことが必要であると考えられる。

- (2) 県管理河川の洪水予報河川、水位情報周知河川等の指定について関東地方整備局がより積極的に助言を行うことが必要な例

調査した3県のうち1県では、同県管理河川（5河川）について浸水想定区域の指定を行っているが、これらの5河川について浸水想定区域の指定の前提となる洪水予報河川又は水位情報周知河川の指定状況を見ると、i）洪水予報河川又は水位情報周知河川の指定を行っていないもの（2河川）、ii）浸水想定区域の指定から約1年後に水位情報周知河川に指定しており、同指定まで長期を要しているもの（3河川）がみられる。

この結果、これらの河川においては、水位情報周知河川等の指定を受けるまでの間、浸水想定区域内の住民の避難に必要となる洪水予報や避難判断水位到達情報の提供が的確に実施されないおそれがある。

なお、水位情報周知河川の指定制度がなかった時期に発出された平成13年治水課長等通知においては、地方整備局は、都道府県知事による洪水予報河川の指定手続きが適切に行われるよう必要な助言を行うこととされているが、同通知の趣旨からみて、平成17年の水防法改正により設けられた水位情報周知河川の指定についても、地方整備局は同様に都道府県に対して必要な助言を行うことが必要と考えられる。

ちなみに、関東地方整備局では、都道府県管理河川の洪水予報河川及び水位情報周知河川の指定について、予算編成の打ち合わせや県に出向いた際に、水防法の趣旨の説明を必要に応じて行っているが、上記の調査結果にみられるように十分な成果とはなっていない状況にある。

したがって、関東地方整備局は、洪水予報河川、水位情報周知河川及び浸水想定区域の適切な指定を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国管理河川の洪水予報河川の指定区間及び浸水想定区域の見直しが必要な河川については、関係機関と調整の上、速やかに実施すること。
- ② 管内の都県に対し、当局の調査結果の周知を図る等により、都県管理河川における洪水予報河川又は水位情報周知河川の指定及び浸水想定区域の指定が水防法の手続に従い的確に行われるよう、積極的に助言すること。
また、今回の調査の結果、水防法に基づく洪水予報河川又は水位情報周知河川の指定を行っていない県に対し、この指定を行うよう、積極的に助言すること。

2 適切なハザードマップ作成の推進

ハザードマップは、洪水予報等の伝達方法や避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を住民へ周知し、実際に氾濫・浸水があった場合の住民の迅速な避難を確保し、人命の被害を軽減するため、あらかじめ住民が避難場所や避難する経路等について理解を得るために提供されるものである。このハザードマップについては、近年の水災による被害が顕在化してきたことから、作成の重要性が高まり、平成17年の水防法改正では、従来は、作成が任意であったものが義務化されている。

国土交通省は、平成16年12月に策定した「豪雨災害対策緊急アクションプラン」においてハザードマップの全国的な緊急配備を掲げ、平成17年度以降5年間（平成21年度まで）に未作成市町村すべて（全国約2,300市町村）において作成・公表されることを目標として設定している。

また、豪雨災害対策緊急アクションプランを受けて、平成17年1月、河川事務所等に「災害情報普及支援室」を設置するとともに、「災害情報協議会」を設立し、積極的な支援を行うこととしている。

(1) ハザードマップ作成の推進

平成19年8月末現在、調査対象とした埼玉県、群馬県及び山梨県の3県では、水防法第15条第4項に基づき、ハザードマップの作成が義務付けられている市町村は79市町（埼玉県53市町、群馬県12市町、山梨県14市町）となっている。

今回、この79市町を対象にハザードマップの作成状況を調査したところ、41市町では作成されていたものの、残り38市町(48.1%)については未作成となっている。

平成19年6月に浸水想定区域が指定された1市を除く未作成37市町について作成予定年度を調査（未回答2市町）したところ、以下のとおり、平成21年度までに作成することとしている状況となっている。

- ① 平成19年度中に作成する予定のあるところが17市町
- ② 平成20年度に作成する予定のあるところが11市町

③ 平成 21 年度に作成する予定としているところが 7 市町

しかしながら、平成 20 年度及び 21 年度作成予定の市町をみると、今後の具体的な作成スケジュールが特になく、さらに、これまで未作成であった理由をみると、①過去に災害発生等がなく、作成の必要性の意識が乏しいとしている市町（2 市町）、②当該市町の行政区域の全部又はほとんどが水没する浸水想定となっていることから避難場所の確保等が困難であり、市町村地域防災計画の改訂が困難となっている市町（3 市町）、③ハザードマップの印刷費等の確保が困難となっている市町（3 市町）等がみられ、これら市町において国土交通省が目標とする平成 21 年度までにハザードマップの作成が完了するかどうか危惧される状況にある。

また、関東地方整備局の 7 河川事務所等の災害情報協議会の活動状況をみると、①関係市町村に浸水想定区域図等ハザードマップを作成するために必要な資料の配付、②関係市町村に対し、水防法の趣旨や「作成の手引き」についての説明、③ハザードマップ作成の情報交換等が行われているものの、未作成市町の中には、ハザードマップ作成の方法や避難対策の立案に苦慮している市町もあり、災害情報協議会や災害情報普及支援室によるなお一層の支援が必要な状況がみられる。

したがって、関東地方整備局は、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保に寄与するハザードマップの作成の促進を図る観点から、関東地方整備局管内においてハザードマップが未作成となっている関係市町村に対し、ハザードマップの作成が行われるよう、災害情報協議会等を通じ、積極的に助言する必要がある。

(2) ハザードマップの記載内容の適切化

ハザードマップに記載すべき事項については、国土交通省河川局治水課長通知に基づく「洪水ハザードマップ作成要領」が発出され、さらにこれを解説するものとして「洪水ハザードマップ作成要領の解説と運用」（平成 12 年 9 月）及び「作成の手引き」（平成 17 年 6 月）に示されている。

今回、ハザードマップを作成している 41 市町におけるハザードマップの記載内容を調査した結果、30 市町（実数、73.2%）において、次のような状況がみられた。

- ① ハザードマップの記載内容に適切性を欠いているものが 29 市町（70.7% 埼玉県内 18 市町、群馬県内 5 市町、山梨県内 6 市町）においてみられ、その中には、以下のような洪水が発生した場合の安全な避難の確保に大きな支障を及ぼすおそれのあるものもみられる。
 - i ハザードマップを浸水想定区域指定以前に作成しているため、避難所の浸水深がハザードマップと浸水想定区域図で異なっており、後者の浸水深が深

くなったことなどにより、洪水時に水没するおそれのある建物が避難所となっているもの（8市町 19.5%）

ii 土石流危険箇所等の区域内の建物を避難所に指定しているもの（3市町 7.3%）

② 避難者と避難所の関係等からみて、「広域ハザードマップ」（市町村界を越えて、住民の避難が必要となる場合に作成するハザードマップ）を作成する必要性が高いもの（4市町 9.8%）

このような状況がみられる原因は、市町村において、i) 浸水想定区域が指定される以前に作成したハザードマップを改訂していないこと、ii) 浸水想定区域の指定以後にハザードマップを作成したが、「作成の手引き」の内容を十分理解しないでハザードマップを作成していること等があげられる。

また、関東地方整備局におけるハザードマップ作成に関する支援状況を調査したところ、各河川事務所等で設置している災害情報協議会では、ハザードマップ未作成市町における作成の推進に支援の重点が置かれ、既に作成している市町におけるハザードマップの問題点についての助言等については、上記調査結果からみて、十分な成果となっていない状況にある。

なお、渡良瀬川河川事務所においては、平成17年9月29日に行われた第1回渡良瀬川災害情報協議会幹事会において、作成済みのハザードマップの個別の課題について議題としている。

したがって、関東地方整備局は、適切なハザードマップの作成を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害情報協議会等を通じ、関係市町村に対し、当局の調査結果の周知を図る等により、関係市町村のハザードマップが「作成の手引き」に則った内容となるよう助言すること。
- ② 今回の調査の結果、記載内容が不適切となっている市町村に対し、記載内容の見直しを図るよう積極的に助言すること。

(3) ハザードマップと市町村地域防災計画との整合性の確保

国土交通省は、ハザードマップ作成の前提となる市町村地域防災計画の見直しに関し、平成13年治水課長等通知により、市町村地域防災計画の策定・見直しが適切に行われるよう、市町村防災会議等を通じて必要な助言等を行うよう地方整備局に対して通知している。

ハザードマップは、市町村地域防災計画に記載されている①洪水予報等の伝達方法、②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な

事項などを、住民に周知するために作成する印刷物であり、当然にハザードマップの記載内容と市町村地域防災計画の内容とは整合性のあるものとする必要がある。このため、国土交通省が作成した「作成の手引き」では、市町村はハザードマップを作成する過程で明らかになった浸水情報、避難情報や防災上の課題等に基づき市町村地域防災計画を見直すとともに、作成するハザードマップと市町村地域防災計画の整合を図ることとされている。

今回、ハザードマップを作成している40市町（平成19年5月末現在）におけるハザードマップと市町村地域防災計画の整合状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 40市町のうち23市町（57.5% 埼玉県内15市町、群馬県内3市町、山梨県内5市町）において、次のとおりハザードマップと市町村地域防災計画が整合していないものがみられた。（重複計上）
 - i ハザードマップに記載されている避難場所が市町村地域防災計画に記載されていないもの（16市町）
 - ii 避難場所の名称等がハザードマップと市町村地域防災計画とで異なるもの（11市町）
 - iii 避難勧告等の伝達方法について、ハザードマップに記載されている方法と市町村地域防災計画に記載されている方法が一部異なるもの（6市町）
- ② 更に上記23市町について、ハザードマップ作成・改訂時期と市町村地域防災計画の策定・改訂時期をみると、次のとおり改訂に対応していないもの（14市町）がある。
 - i ハザードマップ作成・改訂を行いながら長期間市町村地域防災計画に反映していないもの（9市町 不整合がある市町の39.1%）
 - ii 市町村地域防災計画の策定・改訂を行いながら長期間ハザードマップに反映していないもの（5市町 同21.7%）

一方、関東地方整備局における地域防災計画の策定・見直しに関する助言状況を見ると、ハザードマップと地域防災計画の整合性について、災害情報協議会等で議題に取り上げている状況にはない。

また、市町村防災会議における河川事務所等からの参加状況を見ると、上記のハザードマップを作成している40市町のうち、構成員として参加しているのは20市町であるが、そのうち、13市町において市町村地域防災計画とハザードマップの記載内容に不整合がある状況となっており、河川事務所等による地域防災計画等に対する助言が十分に行われているとは認められない状況となっている。

なお、当局の調査途上であった平成19年7月10日付けの国土交通本省からの事務連絡「高齢者等の災害時要援護者、地下空間の利用者が円滑かつ迅速な避難

を確保する措置に係るアクションプログラムの作成について」に基づき、関東地方整備局では、同年9月20日に、「水防法第15条アクションプログラム推進チーム」を設置するとともに、同チームによる会議を開催し、水防法に対応した市町村地域防災計画の見直しの推進について関係市町村に説明するよう、都県に依頼している。その後、10月に上記チームによる会議を開催し、再度、都県に対して上記の依頼を行っている。また、2河川事務所においては、10月に開催した災害情報協議会の場で、このことについて説明している。

したがって、関東地方整備局は、ハザードマップと市町村地域防災計画の整合性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害情報協議会等を通じ、関係市町村等に対して当局の調査結果の周知等により、関係市町村のハザードマップと地域防災計画との整合が図られるよう助言すること。
- ② 今回の調査の結果、整合性が確保されていない市町に対しては、記載内容の見直しを図るよう積極的に助言すること。

3 ハザードマップの普及の推進

- (1) 国土交通省、関東地方整備局及び河川事務所等は、ハザードマップの普及の推進の一環として、ホームページに、①市町村におけるハザードマップの公表状況、②市町村から入手したハザードマップについて掲載等を行っている。

今回、国土交通省等のホームページにおける、埼玉県、群馬県及び山梨県内の市町村のハザードマップ作成状況の掲載状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 関東地方整備局のホームページをみると、ハザードマップを作成していない1町について作成扱いとなっており、また、ハザードマップの作成状況の把握時点が平成18年3月31日とかなり古いものとなっている。

また、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所及び甲府河川国道事務所のホームページをみると、i)ハザードマップが改訂されたにもかかわらず、改訂前のハザードマップを掲載している(3市)、ii)新たに作成したハザードマップを入手しているが、掲載していない(5市町)等の状況がみられる。

- ② 国土交通省ハザードマップポータルサイトをみると、ハザードマップを作成している7市町について作成扱いとなっておらず、また、ハザードマップを作成していない1市について作成扱いとなっている。

また、国土交通省河川局のホームページ(地方整備局からの管内の情報を元に作成されている。)におけるハザードマップ公表状況をみると、ハザードマップを作成していない1町について作成扱いとなっており、また、作成する必

要のない（浸水想定区域が指定されていない）1町について、未作成の扱いとなっている。

- (2) 水防法第15条では、市町村地域防災計画に定めた事項をハザードマップにより住民に周知すべきことが規定されているが、周知のための措置については、水防法施行規則第4条で、①ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、②インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くことを定めている。

さらに、国土交通省河川局治水課長通知に基づく「洪水ハザードマップ作成要領」及びこれを解説した技術的参考資料である「洪水ハザードマップ作成要領の解説と運用」（平成12年9月）及び「作成の手引き」（平成17年6月）において、各戸への配布、転入者への配布等、ハザードマップの普及方法について示している。

今回、埼玉県、群馬県及び山梨県においてハザードマップを作成している41市町におけるハザードマップの普及方法について調査した結果、次のように「作成の手引き」に沿っていないもの（21市町（実数）51.2%）がみられた。

- ① ハザードマップを各世帯に配布していないもの（3市 7.3%）
- ② ハザードマップを転入者に配布していないもの（9市町 22.0%）
- ③ ハザードマップを当該市町村のホームページに掲載していないもの（13市町 31.7%）

関東地方整備局及び河川事務所等においては、災害情報協議会等において、「作成の手引き」の説明等の中でハザードマップの普及について総括的な説明をしているものの、その普及に対する関係市町の理解が十分されてはいない状況にある。

したがって、関東地方整備局は、ハザードマップの普及の推進を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 管内の市町村におけるハザードマップの作成状況を確認したうえで、関東地方整備局及び河川事務所等がホームページで提供している情報を適期に正確なものに更新すること。

なお、国土交通省ハザードマップポータルサイト等については、その内容の補正を図るため、関東地方整備局管内における上記調査結果(1)－②の内容を国土交通本省に報告すること。

- ② 関係市町村に対してハザードマップに係る普及促進策の実施を災害情報協議会等を通じて積極的に助言すること。